

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月15日
【会社名】	コーナン商事株式会社
【英訳名】	KOHNAN SHOJI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 疋田 直太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	堺市西区鳳東町4丁401番地1 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行って おりません。) 堺市西区鳳東町6丁637番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年5月25日に提出いたしました第35期（自平成23年3月1日至平成24年2月29日）の内部統制報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

3 評価結果に関する事項

（訂正前）

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成25年9月、当社元取締役について外部より照会（仕入取引先からの不適正な資金の受領の有無、当社と同元取締役の関連当事者との取引開始の経緯等）があり、当社では同月、当社監査役5名及び上記照会に係る事実と関係のない取締役3名を委員とする内部調査委員会を設置して事実関係の有無及びその内容の究明に着手いたしました。その後、同元取締役が実質経営する不動産会社が設立登記される前に当社が取締役会の承認を得ずに土地の賃借契約を結んだ事実、同土地の購入資金150百万円を当社前代表取締役社長（以下、「当社前社長」という。）が同元取締役に個人的に貸与した事実、及び、当社前社長が上海のマンション購入資金として同元取締役に12百万円を贈与した事実が報道されるに至ったため、平成25年10月15日、調査の客観性及び信頼性を高めるため、社内調査に加え、当社と利害関係のない弁護士による「第三者委員会」を設置し、調査を委嘱いたしました。

平成25年11月5日に同委員会から「調査報告書」を受領し、当該元取締役が取引先からリポート等の経済的利益を取得していた可能性は極めて高いこと、当該元取締役が実質経営する不動産会社と当社との土地賃貸借契約締結の承認に関しては当社取締役の善管注意義務違反及び当社監査役の監督義務違反等が認められる可能性があること、当該元取締役が同不動産会社による事業を行っていること及び当社前社長が同不動産会社の監査役を兼任していたことは当社の社内規程に違反する可能性が高いこと、同不動産会社は当社の子会社に該当すること、海外仕入先のうち1社は当社の関連当事者に該当し、当該仕入先との取引は関連当事者との取引として開示する必要があること等が判明いたしました。

かかる不適切な行為等が行われた主な原因は次のとおりと認識しております。

業務分掌・職務権限が目的とする相互牽制による統制が形骸化していたこと。

上記の状況の下で当該元取締役が当社前社長の有する権限を笠に着て権限を集中していったこと。

取締役・監査役による監視・牽制機能が十分に働かなかったこと。

社内のコンプライアンスに対する理解や意識が十分でなかったこと。

内部通報制度が有効に機能していなかったこと。

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。

なお、上記の不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了しておりません。

本件に関する当社の対応として、平成25年11月15日に第30期（自平成18年3月1日至平成19年2月28日）から第36期（自平成24年3月1日至平成25年2月28日）までの有価証券報告書及び第30期（自平成18年3月1日至平成19年2月28日）から第32期（自平成20年3月1日至平成21年2月28日）までの半期報告書並びに第33期（自平成21年3月1日至平成22年2月28日）から第37期第1四半期（自平成25年3月1日至平成25年5月31日）までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社としましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するために、「第三者委員会」からの提言を踏まえて、以下のとおり再発防止措置を講じて、内部統制の改善を図ってまいります。

業務分掌・職務権限の明確化

権限集中の排除

取締役・監査役による監視・牽制の充実

コンプライアンスに対する意識改革

内部通報制度の充実